

座間市工事等指名業者選定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、座間市契約規則（昭和60年座間市規則第17号）及び座間市入札・契約制度検討委員会要綱に定めるもののほか、指名業者の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(選定の基準)

第2条 座間市入札・契約制度検討委員会において業者選定するときは、契約の種類に応じて最も的確な者を選定することとし、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 座間市契約規則（昭和60年座間市規則第17号、以下「規則」という。）第35条第1項別表に基づく等級格付
- (2) 当該工事等に対する地理的条件
- (3) 当該工事等についての技術的適性及び施工能力
- (4) 指名停止の状況
- (5) 不誠実な行為の有無
- (6) 経営及び信用の状況
- (7) 指名の状況
- (8) 手持工事の状況及び技術者
- (9) 工事等の施工成績
- (10) 安全管理及び労働福祉の状況
- (11) 特定建設業許可の有無
- (12) その他関係法令等に対する違反の状況等

(選定業者数)

第3条 選定業者数は、発注金額に応じて次表の区分によるものとする。ただし、工事等の種類、特殊性等からこの区分により難しい場合は、当該工事の実情に応じた扱いを行うことができる。

種 類	工 事 等 請 負 設 計 金 額 の 区 分	選 定 業 者 数
指 名 競 争 入 札	1,000万円未満	5社～10社
	1,000万円以上3,000万円未満	6社～11社
	3,000万円以上5,000万円未満	7社～12社
	5,000万円以上1億円未満	8社～13社
	1億円以上1億5,000万円未満	9社～15社
	1億5,000万円以上	10社～16社

随意契約	見積合せによるもの	1社～4社
------	-----------	-------

(適用除外)

第4条 災害の応急工事等で特に緊急な工事、その他特別な技術を要する場合には、この基準を適用しないことができる。

(準用)

第5条 業務委託、物品供給を指名競争入札に付そうとするときは、この基準を準用する。

(その他)

第6条 この基準に定めのない事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成10年4月1日から施行する。
(座間市指名競争入札参加資格者指名停止措置基準の廃止)
- 2 座間市指名競争入札参加資格者指名停止措置基準は、廃止する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。